海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈５に定義するもの）	SS	
	(1) 業務上の拠点が必要である。事業の許可又は登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 事業の許可又は登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 事業の許可又は登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(3) 事業の許可又は登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。
	(4) 業務上の拠点が必要である。事業の許可又は登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(4) 事業の許可又は登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスの全てがこの特定の約束に係る表に含まれているわけではないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注１）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注２）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができるものでなければならない。

注１　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該複合運送について責任を負う者をいう。

注２　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。

定義

1　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、ＡＳＥＡＮ構成国の国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要な全ての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第五十・一条(v)(i)の規定に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限らない。

(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの販売者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要な全ての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d)　何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書に従うことを条件とする。）。

(e)　日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第六章の二に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a)　貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b)　貨物の固縛又は固縛の解除

(c)　積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3　「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a)　見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5　「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B　内陸水路における運送サービス							
(d)　船舶の保守及び修理（ＣＰＣ八八六八＊＊）	(e)　押し船及び引き船のサービス（ＣＰＣ七二二四）	(f)　引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（ＣＰＣ七四五四＊＊、七四五九＊＊）	(f)　水先サービス（ＣＰＣ七四五二）	(f)　港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物の取扱サービスを除く。）（ＣＰＣ七四五一）	(f)　航行補助サービス（ＣＰＣ七四五三）		
SS	SS	SS	SS	SS	SS	SS	SS
(1)　約束しない。＊	(1)　約束しない。＊	(1)　制限しない。	(1)　約束しない。＊	(1)　約束しない。	(1)　約束しない。	C　航空運送サービス	
(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	(2)　約束しない。＊	(2)　約束しない。	(2)　約束しない。	(d)　第五十・一条(b)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(e)　第五十・一条(p)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング
(3)　一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用するこのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。	(3)　制限しない。	(3)　制限しない。	(3)　約束しない。	(3)　約束しない。	(3)　約束しない。	(1)　約束しない。＊	(1)　制限しない。
(4)　制限しない。	(4)　制限しない。	(4)　制限しない。	(4)　約束しない。	(4)　約束しない。	(4)　約束しない。	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。
						(3)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	(3)　制限しない。
						(4)　制限しない。	(4)　制限しない。